

支所長指示第 9 号

令和 6 年 5 月 3 0 日

札幌拘置支所長 戸 島 司

接見等禁止決定が付された被収容者に係る外部交通の実施要領等について
本年 5 月 2 日（木）及び同月 8 日（水）、接見等禁止決定が付された者に対する過
誤交付事案が立て続けに発生したことを受け、同決定者に対する外部交通の実施要領
等について、下記のとおり定めるので、同種事案の絶無を期されたい。

記

1 面会

(1) 面会処理担当者の固定

庶務課面会受付係とする。

(2) 次点処理担当者の固定

主任矯正処遇官（処遇担当）とする。

(3) 実施要領等

ア 庶務課面会受付係において、当該被収容者が接見等禁止決定を付された者
（以下「接見等禁止決定者」という。）であるかを、別途定める「接見等禁止者
一覧表」（以下「一覧表」という。）等により確認し、接見等禁止決定者に対す
る面会の申出である場合は、面会申出者が接見等禁止決定の対象となる相手方
であるか否かについて、接見等禁止決定書及び接見等禁止一部解除決定書（以
下「接見等禁止決定書等」という。）の内容と見比べて確認すること。

なお、面会申出者の人定に当たっては、接見等禁止決定の対象除外者を装っ
た面会申出や、被告事件とは異なる民事の弁護士からの面会申出等が考えられ
ることから、身分証明書等により慎重に確認するとともに、氏名の文字の同一
性についても十分に確認するなど、特段の注意を払うこと。

イ 同受付係は、接見等禁止決定書等の内容により、面会が許されない場合、原
則、次点処理担当者に連絡し、同担当者においても、前記ア同様の確認を行っ
た上で、面会人に対し、接見等禁止決定により面会できない旨を告知すること。

ウ 処遇部門面会係（正担当以外も含む。）は、当該面会表、一覧表等の内容を改
めて確認するとともに、会話内容から面会申出者の人定に誤りはないか、罪証
隠滅に当たる不適切な会話がなされていないか等の観点にも注意しながら勤
務に当たること。

エ 接見等禁止決定者の面会表は、他の被収容者の面会表とは別に、集約して保管すること。

2 信書

(1) 書信処理担当者の固定

処遇部門書信係（以下「書信係」という。）とする。

なお、上記担当者が不在の場合は、「代務担当発令簿」により命じた職員とする。

(2) 次点処理担当者の固定

主任矯正処遇官（処遇担当）とする。

(3) 決裁方法等

接見等禁止決定者に係る信書については、同決定者専用回付袋に収納の上、他の被収容者の信書とは別に決裁を受けること。

なお、同決定者に係る発受信を許される信書は、首席矯正処遇官まで決裁を受けることとし、同決定者に係る受信を許されない信書は、別紙 1「保留信書書留簿」とともに、次長までの決裁を受けること。

おって、接見等禁止決定者の書信表は、他の被収容者の書信表とは別に、集約して保管すること。

(4) 受信処理時の要領等

ア 書信係において、対象被収容者が接見等禁止決定者であるかを、当該書信表、一覧表等により確認し、接見等禁止決定者に対する受信である場合は、差出人が接見等禁止決定の対象となる相手方であるか否か、及び受信書面が接見等禁止決定の対象となる書面であるか否かについて、必ず、接見等禁止決定書等の内容と見比べて確認すること。

なお、差出人の特定に当たっては、弁護人の名をかたった第三者からの受信も考えられることから、安易に封筒に記載の氏名のみで特定することなく、信書の内容も踏まえて特定すること。

おって、検査の結果、交付が許されない受信書であることが判明した場合は、専用ケースに個別に収納し、失効時期等を明確に表示した上で、書信係専用保管ロッカー内に厳正に保管すること。

イ 接見等禁止決定者に係る郵送差入れ封入信書については、庶務課領置係が宛名面を複写し、同複写紙面に「接見禁止」のスタンプを赤字で押印した上で、同紙及び別紙 2「封入信書回付簿（接見等禁止用）」とともに、書信係に直接手交すること。

(5) 発信処理時の要領等

書信係において、対象被収容者が接見等禁止決定者であることを確認し、接見等

禁止決定者からの発信申請であった場合は、名宛人が接見等禁止決定の対象であるか否か、及び発信書面が接見等禁止決定の対象となる書面であるか否かについて、必ず、接見等禁止決定書等の内容と見比べて確認すること。

(6) 接見等禁止決定が解除となった場合

書信係は、保管していた接見等禁止決定に係る交付が許されない信書について、同決定が解除となったことを確認後、次点処理担当者に直接手交の上で引き継ぎ、同担当者は、書信係から回付されたことをもって、交付できる信書と過信することなく、一覧表等によって、接見等禁止決定の有無について確実に確認の上、各収容棟に回付すること。

3 処理全般にわたっての留意事項 籠

ア 上記処理を進めるに当たり、疑義が生じた場合は、首席矯正処遇官、統括矯正処遇官又は主任矯正処遇官に確認することとし、首席矯正処遇官等は、適宜、検察庁に確認するなどの措置を執るなど、漠然とした判断は絶対にしないこと。

イ 接見等禁止決定者に係る信書等の事務処理を行う場合は、接見等禁止決定を付されていない被収容者の信書等と混在することのないよう、執務机等上に他の信書等は置かず、一つずつ確実に処理を行うことを徹底すること。

